

平成 23 年 天草市農業委員会第 10 回総会議事録

平成 23 年 10 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（30 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番		君
5 番	梅本 秀幸		6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番		君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番		君	12 番	-	
13 番	松本カツ工	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	君
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番			24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番		君	28 番	川原 昭雄	君
29 番		君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝		32 番		君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（7 名）

4 番	坂上 眞守	君	8 番	稲田 秀敏	君
11 番	松岡 健吾	君	23 番	平岡 秀樹	君
27 番	池田 裕之	君	29 番	前田 達也	君
32 番	落合 正實	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 事	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 55 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 56 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 57 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後2時00分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。お疲れ様です。昨日のひまわり摘み取り作業におきましては、ご協力いただきありがとうございました。夕方からNHKやKAB等で放映がなされていたので、農業委員会のこういった活動についても市民の方にアピールすることができたのではないかと考えております。本当にお世話になりました。ただいまから平成23年第10回総会を開会します。初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。ただいま事務局長のお話の中にありましたとおり、ひまわりの件につきましては皆さん方、本当に荒地の草刈りから摘み取りまでご協力いただきましてありがたく思っております。私は最後の日だけ参加させていただきまして、皆さん方に申し訳なく思っております。この前もTPPの話をしましたけれど、11月の12、13日に最終的な結論が出るかと思えます。私達も天草の小さい農地の中で、また所得が上がらないちっぽけな農家の中で、今も耕作放棄地が増えていますけれど、TPPの影響がもしも出たならば天草の農業というものは破壊的な問題になるのではないかなと思っております。またそういう問題をいつまでも先送りすることはできないだろうと思えます。日本の経済をどうするか、大きな建前もございまして、そうした時にこの前申し上げましたとおり、各地域で営農組合なり組織を作って耕作面積を拡大しながら、いかに経費を削減するかという対応ぐらいかなと思っております。皆さん方も各地域でそういった話があったならば、なくてもですね、今から先の不安、今後農業をすすめていくにはどうしたらいいかの話を持ちかけるなり、相談に乗っていただきたいと思えます。本当に大変な時期をひよっとしたら迎えるんじゃないかと懸念しております。

それではただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） ありがとうございました。本日は、4番坂上委員、8番稲田委員、11番松岡委員、23番平岡委員、27番池田委員、29番前田委員、32番落合委員の7名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、17番松川兼光委員、18番倉田喜一委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第2、議第54号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。その後、農業委員より説明をお願いします。

主事（寺澤大介君） お手元の資料の 、 をご覧ください。1番について説明します。楠浦町の譲受人 さんは、楠浦町の譲渡人 さんより楠浦町の田224㎡、畑2,543.57㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地には果樹やからいもを栽培される計画です。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、今回取得する農地についても全て耕作を行なうとのことで、全部効率利用を行なわれると認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当してありません。

主任（松村康平君） 2番について説明します。新和町の譲受人 さんは、経営規模拡大のため、亀場町の さんより楠浦町の畑317㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は果樹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当してありません。

主事（寺澤大介君） 3番について説明します。本渡町の譲受人 さんは、兵庫県尼崎市の譲渡人 さんより佐伊津町の畑2,870㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地には野菜、花を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当してありません。

主任（吉田直哉君） 4番について説明します。五和町の譲受人 さんは、五和町の譲渡人 さんより、五和町の田1,150㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て10km以内で容易に通作でき、申請地は水稻を作付けされる計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当してありません。

5番について説明します。五和町の譲受人 さんは、五和町の譲渡人 さんより、五和町の田1,864㎡を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て10km以内で容易に通作でき、申請地は水稻を作付けされる計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当してありません。

6番について説明します。五和町の譲受人 さんは、下益城郡城南町の譲渡人 さんより、五和町の畑 256 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を作付けされる計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

続いて7番、8番、9番は五和町御領地内における統合小中学校建設に係る学校用地への提供に伴う代替地取得に関する案件です。同一の譲受人ですのでまとめてご説明致します。本渡町本渡の譲受人 さんは、譲渡人 さん、 さん、 さんから五和町の畑 793 m²を取得したいというものです。申請地は長年耕作されておらず遊休地化しておりますが、代替地ということで市発注により畑地として整地される計画です。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を作付けされる計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

10番について説明します。河浦町の譲受人 さんは、長崎市の譲渡人 さんより、河浦町の畑 315 m²を贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を作付けされる計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

11番について説明します。杵宇土町の譲受人 さんは、同居の父 さんより、杵宇土町の田 5,769 m²、畑 1,850 m²を受贈したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は水稻及び野菜を作付けされる計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番鬼塚です。1番について説明します。譲受人の さんの年齢は歳で少し高齢でございますけれど、事務局から説明があったとおり、今一生懸命トラクターや管理機を持ちながら、楠浦に定住して農業をしたいということです。以前も私のところに誰か農地を貸していただける方がいたら借りたいということを書いてこられました。年齢も高齢であり、また面積の問題もあったのでその時は貸し手の申し込みがあった場合に案内するとしていましたけれど、今回は農地を購入したいということです。下限面積も 4,290 m²ということで適格でございます。夫婦共々農業をするということで、作業期間も1

月から12月まで1年中作業するというような元気者でございます。場所は、亀川から楠浦に通じるバイパスがございます。その先楠浦の のところに がございますけれど、その手前に がございます。そこの下の段でございます。ちょっと不便でございますけれど、下の水田は全部基盤整備したところでございますし、ここの畑は基盤整備の中には入っておりません。そういうことでここに果樹やからいもを作付けしたいというものです。また1ヶ所下の方へ離れたところに、5畝位の畑がございます、丘の上でございます。昔はみかんを栽培してありましたけれど、後継者不足ということで荒れ放題になっております。その一角ですが、現地を確認したところ、以前生えていた雑木をきれいに機械で拓いておられました。そこにはからいもを栽培するとのことでした。なんら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番について担当委員より説明をお願い致します。

1番（鬼塚猛清君） 1番鬼塚です。2番について説明します。譲渡人は今年の4、5ヶ月前に競売の件でお話申し上げたと思います。場所も以前の競売物件の近くでございます。譲受人に関しては川崎委員から説明していただきます。

3番（川崎眞志男君） 3番、川崎です。譲受人は私の知人であります。地元の水田等を持ち合わせておりまして、年齢は 歳です。歳はとっておられますが、前向きに農業に取り組みたいということですので、なんら問題ないと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について担当委員より説明をお願い致します。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。3番について説明します。譲受人は 歳位で、にお勤めですけど、定年が間近ということで規模拡大をしたいということです。3筆あるわけですけど、864㎡と608㎡の農地には雑木が植わっていて結構荒れていた畑みたいです。譲受人がコンボを持っているので、きれいに整地まではしていないのですが、抜根してありました。下の1,398㎡は基盤整備したところで立派な畑です。そういうことで譲渡人がよそにおける関係で売渡したく、譲受人は定年後本格的に百姓をしたいという状況のようです。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について担当委員より説明をお願い致します。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。4番について説明致します。譲渡人の さんは御領で をしておられます。土地を処分したいということで譲受人に買ってくれないか、ということだったそうです。譲受人は 歳でありますけれど、実際現役で耕作しておられます。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番について担当委員より説明をお願い致します。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。5番について説明致します。譲渡人は4番の案件と同一の さんです。同じく土地を処分したいということで譲受人に買ってくれないかということで売買することになったそうです。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありません

か。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 6 番について担当委員より説明をお願い致します。

21 番 (山本隆久君) 21 番、山本です。6 番について説明致します。譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲受人の親父さんと譲渡人がいとこということです。譲受人は大きな農家でございます。規模拡大ということで申請があがっております。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 7 番について担当委員より説明をお願い致します。

21 番 (山本隆久君) 21 番、山本です。7 番について説明致します。先程事務局から説明がありました 7 番、8 番、9 番まとめて説明してよろしいでしょうか。

議長 (鬼塚猛清君) はい。

21 番 (山本隆久君) 譲受人は本渡にお住まいですけれど、今度五和小中学校の敷地の取得問題で、この 3 筆を代替地として取得したいということでございます。現地確認に行きましたところ、孟宗竹が植わってどこが畑か字図を見てもようわからんような状態で、ちょうど近所に隣の畑の人がおらしたけん聞いてみて場所が判りました。学校の工事するとき市の教育委員会が申請地の畑もきちんと整備するとのことで話がまとまったということです。よろしく申し上げます。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

続いて8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

続いて9番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に10番について担当委員より説明をお願い致します。

主任(吉田直哉君) 32番落合委員が欠席のため、議案の補足説明を預かっておりますので発表します。「譲受人と譲渡人は親戚関係にあたり、譲渡人の さんは長崎市在住で帰郷の予定もないことから、申請地をこれまで実質耕作されていた さんへ贈与したいとお互いの合意により今回の申請に至りました。ご審議をよろしく願います。」

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました10番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

それでは11番について担当委員より説明をお願い致します。

25番(川峯正美君) 25番、川峯です。譲渡人と譲受人は親子関係でございます。今回所有権贈与したいというものです。場所は本渡から牛深の方に走りまして、 の道から下の集落がありますけれど、そこでございます。1,749㎡の畑があるんですけど、そこは家から4駆の車じゃないといけないところでございます、日当たりがいいところなんです

けれど、なにしろあの辺は猪が多くて柿の木が植えてあっても下の枝は折れてしまっている状況です。それともう1枚は2,799㎡の田があり、ここも周りは木が植わって半分くらい影がさしているんですけど、なにしろここはお米がおいしいということでこだわって作ろうとしておられます。ここもやはり猪が大分荒らしておりました。こだわりで作られているんだなと思って確認してきました。よろしく審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第55号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 議第55号については、お手元の 、 、 をご覧いただきたいと思っております。

1番について説明します。本案件はこの後の議第56号1番の案件との関連でございますが、天草市が五和町の統合小学校及び統合中学校の学校用地とするため、18,232㎡の農地の内、天草市所有の畑31㎡を転用したいというものです。本事業は五和町御領地内の現在の五和東中学校の敷地と周辺の土地を合わせて36,478㎡に校舎、屋内運動場、プール、グラウンドを小学校、中学校それぞれに整備する計画で平成26年4月の新校舎開校を目指し現在実施設計が行なわれております。

資料 の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりで基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。1番について説明致します。字図は1ページでございます。写真は2ページでございます。学校建設を計画されております敷地内に31㎡の市有地があるということで4条申請があがっております。特別問題ないと思っておりますけれど、よろしく審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長 (鬼塚猛清君) 日程第 4、議第 56 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

主任 (吉田直哉君) 議第 56 号については、引き続きお手元の 、 、 をご覧いただきたいと思います。

1 番について説明します。先の議第 55 号 1 番の関連でございますが、天草市が五和町の統合小学校及び統合中学校の学校用地とするため、事業総面積 36,478 m²の内、さん外 22 名から田 3,250 m²、畑 14,951 m²、計 18,201 m²を売買により取得し転用したいというものです。この内 3 筆 6,282 m²の農地が農振農用地区域内であったため、今年 5 月の総会において除外をご承認いただいております。また、建築物の内、校舎は 3 階建て、体育館は 2 階建てでございますが、建物の配置や周辺との適度な距離などから周辺農地への日照や通風といった影響はないものと思われま。

資料 の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりで基準に適合しております。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

21 番 (山本隆久君) 21 番、山本です。1 番について説明致します。先程事務局から説明があったとおりでございます。特別私が申し述べる事はありません。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

20 番 (原田康盛君) 20 番、原田です。ただいま事務局からと山本委員から詳しい説明がありましたけれど、ひとつ念を押したいと思います。総面積が 36,000 m²と広大な敷地でございますので、地元とか、周囲の環境への影響、3 階建ての建物建設による周辺農地の農作物への影響あたりはないものか、そういうところを事務局からの詳しい説明をお願いします。

主任 (吉田直哉君) ただいまの原田委員の質問にお答えしたいと思います。資料 の 1 ページの配置図に市立五和東中学校があります。ここの部分が現在の五和東中学校の敷地

です。校舎が右下に示してありますが、その校舎と背中合わせにもう1棟3階建ての校舎が建つ予定でございます。屋内体育館が校舎の横に建つという建物の配置になります。農地への影響は今のところあっておりません。日照や通風については影響がないというふうになっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただいまの事務局の説明では隣接農地には影響ないということでございます。原田委員、よろしいですか。

20番（原田康盛君） 住民の反対とか影響がなければですね、公共用地として学校が建つのであれば住民のためにも、また市のためにもなるわけですからうまいこと住民と話し合っけて建設してもらいたいと思います。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 2番について説明します。川原町の譲受人さんは個人住宅とするため、熊本市の譲渡人さんより本渡町の畑178㎡を売買により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。2番について説明致します。資料の3ページ、4ページをご覧ください。譲受人は現在借家住まいでございますが、家が狭く不便であり自己住宅を建てたいということでこの土地を選ばれたということでございます。場所は山口橋を渡りまして、町山口川のに向かって7、80m行った所の左側でございます。前、横共に道路と住宅であるということで問題はないと思います。給水は市水、排水は公共下水道を利用するということです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主任(松村康平君) 3番について説明します。栄町の譲受人井上不動産有限会社さんはアパートとするため、八幡町の さんより本渡町の畑 264.93 m²を売買により転用したいというものです。既に宅地として造成されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

9番(鶴田雄士君) 9番、鶴田です。3番について説明致します。地図は5ページと6ページをご覧ください。場所は井龍箱ノ水線がございますけれど、山口の方から m程入ったところから へ7、80m入った場所がございます。ここに井上不動産有限会社がアパートを建てたいという申請がございます。ここは昨年、譲渡人が個人住宅を建てたいということで5条申請がありまして許可を受けたところがございますが、結局建てることができなかったということで始末書が添付してあります。そこを井上不動産有限会社が買ってアパートを建てたいということでございます。周囲の隣接同意書も取れておりますし、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

主任(松村康平君) 4番について説明します。五和町の譲受人株式会社高田建材さんは建売住宅とするため、本渡町の譲渡人 さん外1名より本渡町の田 514 m²、畑 411.56 m²を売買により転用したいというものです。既に宅地として造成されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。4番について説明します。譲受人の株式会社高田建材さんは事務局説明のとおり建売住宅としたいというものです。現地の状況と場所は7、8ページになっております。総面積10,300㎡で造成されておりますが、一部に農地925.56㎡が含まれておりましたので今回の申請となっております。既に造成されておりましたので、譲渡人から始末書が付いております。給水は市水を利用されます。生活雑排水は公共下水道に流されます。雨水は造成地内に側溝を設けて調整池に排水し、市管理の既設の汚水路から川へ排水されます。周囲は宅地で農地はなく、特に問題ないかと思われまので、よろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。松原委員の詳しい説明で判りましたけれど、1、2確認させていただきます。写真で見る限りでは荒廃地のように見えます。前に宅地化してあるということでしたけど、今の状況では宅地化するごた感じじゃなかったですね。前に宅地に拓いたところがあったのですか。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。現地は大きな木、竹等が茂って猪等も相当いたそうです。そこを伐採いたしまして、真ん中の四角で囲んであるところは車の出入り口として造成してありました。まだ他の所は造成してありません。以上です。

20番（原田康盛君） 囲んであるところは造成してあったのですか。

35番（松原高弘君） そうです。

議長（鬼塚猛清君） よございますか。

20番（原田康盛君） はい。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 5番について説明します。亀場町の譲受人 さんは通路とするため、亀場町の譲渡人 さんから亀場町の畑30㎡を売買により転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっておりま

す。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

14番（山本友保君） 14番、山本です。5番について説明致します。字図は9ページ、写真は10ページでございます。場所は亀川牛深線に がございます。そこから右へ曲がりまして約50m位入ったところでございます。譲受人の さんが譲渡人の さんより畑を30㎡譲り受けて自宅の進入路、通路拡張に使いたいということでございます。それぞれ当事者に現地に立ち会っていただきまして、確認をしてきました。工事に関して盛土も切土もございません。また、区長さんの同意書も添付してあり問題ないようでございます。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 6番について説明します。下浦町の譲受人 さんは駐車場とするため、福岡県遠賀郡の譲渡人 さんより下浦町の畑136㎡を売買により転用したいというものです。既に一部駐車場として利用されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

主事（寺澤大介君） 担当の松岡委員が本日欠席でございますので、事務局より説明します。「地図は資料 の11ページ、12ページになります。場所は下浦第一小学校から 方向に km程行ったところになります。申請地の周囲に農地はなく、譲受人の家の周囲に駐車スペースがないため駐車場としたいという申請です。なんら問題ないと思われるので、ご審議をよろしくをお願いします。」とのことでした。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

主事(寺澤大介君) 7番について説明します。志柿町の譲受人さんは個人住宅とするため、山の手町の譲渡人さんより下浦町の田422㎡を売買により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

主事(寺澤大介君) 担当の松岡委員が本日欠席でございますので、事務局より説明します。「地図は資料の13ページ、14ページになります。場所は下浦町の付近の国道の交差点付近からm程に行ったところです。譲受人のさんは、現在借家住まいで子供が大きくなり住宅が手狭になったため自己住宅を建築したいとのことで今回の申請になったそうです。隣接農地はなく、なんら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。」とのことでした。以上です。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番(原田康盛君) 20番、原田です。ただいま事務局から詳しい説明がありましたけれど、近隣で米を作ったり農作物を作ったりしているところはなかつたですか。家を建てるといことは、風とか雨あたりとかそがんとこば確認しとかんば。駐車場の場合は雨水だけばってん、近隣に農作物を作ったりしている場合は、後々問題が出てきますからその辺りを聞きたいと思います。

議長(鬼塚猛清君) 13ページの図面の申請地を見ていただきたいと思います。申請地の横は雑種地になっておりますので、周辺は農地でないと私は考えますが、事務局説明をお願いします。

主事(寺澤大介君) 隣接農地はありませんので、特に問題ないと思われま。

議長(鬼塚猛清君) 原田委員、よろしいですか。

20番(原田康盛君) はい。

議長(鬼塚猛清君) ほかにございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に8番について事務局より説明をお願い致します。

主事(寺澤大介君) 8番について説明します。下浦町の譲受人さんは宅地を拡張するため、山の手町の譲渡人さんより下浦町の田77㎡を売買により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

主事(寺澤大介君) 担当の松岡委員が本日欠席でございますので、事務局より説明します。「地図は資料の15ページ、16ページになります。場所は先程の7番の案件と同じところになります。現在、譲受人は商店を経営しておりますが、手狭で倉庫及び作業場が必要となったため今回申請されたそうです。隣接農地もなく、なんら問題ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。」とのことでした。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に9番について事務局より説明をお願い致します。

主任(松村康平君) 9番について説明します。本町の譲受人さんは宅地を拡張するため、福岡県北九州市の譲渡人さんより本町の田177㎡を売買により転用したいというものです。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

18番(倉田喜一君) 18番、倉田です。9番について説明させていただきます。譲受人さんと譲渡人のさんは親、お母さん同士が姉妹であります。既に小さい離れが建っております、譲受人の祖母が住んでおられたところでございます。現在亡くなっておられま

すけれど。残りのところは現在庭木が植わっておったり、草が生えておったりのところでございます。東側は譲受人の家が建っておりますし、北側には勾配のある道があります。その上に畑がありますけど、別に影響はないかと思えます。西側はご近所の方が小さい小屋を建てておられて、これも別に問題ないと思えます。南側は市道が通っておりまして、その先は側溝、小さい溝が通っており別に影響はないかと思えます。場所は本町に入りまして東光寺がありますが、東光寺から km 位 の方に進みまして、右手の山の麓といひますかすぐ下でございます。別に問題はなかるうかと思えますので、よろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がございました 9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 10 番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 10 番について説明します。佐伊津町の譲受人 さんは宅地を拡張するため、福岡県春日市の譲渡人 さんより佐伊津町の畑 59 m²を売買により転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26 番（佐藤駿二君） 26 番、佐藤です。場所は国道 324 号の の近くで、19 ページの配置図を見ていただきたいんですけど、自宅の真ん前です。直接聞いたわけではなかつたんですけど、区長さんの話では譲渡人はよそにおいて申請地を売りたい、ということで譲受人が買うことになったとのこと。現在はきれいな野菜畑になっております。面積的には 59 m²ですが、宅地と合わせると結構な土地になるようです。近所は全部宅地化して、こがんとこになんで農地が残っとつかなというような場所です。審議をよろしくお願ひします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に11番について事務局より説明をお願いします。

主事(寺澤大介君) 11番について説明します。熊本市の譲受人さんは山林とするため、天草市より有明町の畑1,114㎡を売買により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

17番(松川兼光君) 17番、松川です。11番について説明します。地図と写真は21、22ページです。現地を見に行きましたが、離れ小島で潮が満っていたため遠くから確認しました。潮が引き、膝まで浸かると渡って行かれるところで、100m位離れていました。島は筆数が3筆で山林の2筆は既に譲受人のものとなっているようで、申請地の畑が市所有で雑木が植わってありましたが、農地としては管理するのが難しいだろうと思います。問題ないと思いますので、審議をよろしくをお願いします。

議長(鬼塚猛清君) ただいま説明がありました11番の件につきまして質疑はございませんか。

28番(川原昭雄君) 28番、川原です。譲渡人が天草市でございます。農地を天草市がなんで所有できたのか。なんで求めたのか。その経緯についてお尋ねを致します。

主幹(中村政一君) 申し訳ございません。当時有明町だったと思うのですが、有明町がこの農地を取得した経緯というのは事務局では調べておりません。ただ、2市8町合併前から、あるいは現在もですけど天草市名義の農地は結構な数ございます。それぞれ理由はあると思いますが、農地法が施行された昭和27年以前の取得や公共事業を行うために土地を取得し、地目変更がなされていない土地、あるいは以前の集落の共有地として町や市に持ち込んだりと様々なケースで天草市名義の農地が残っていると認識しています。以上です。

28番(川原昭雄君) 再質問でございますが、この事案については離れ島でございます。有明町が所有していたにしても、その離れ島に農地があって、当然全地域が天草市の島であろうかどうかの確認を致します。

主幹(中村政一君) 申請地を譲受人のさんが購入した経緯は事務局でも調べているのですが、残りの2筆の旧所有者がどうであったかに関しては調べておりません。ただ、3筆とも譲受人が最初から所有していたとは考えにくいので、どなたかから所有権移転をし

て譲受人名義になっただろうと推測しています。もし必要でございましたら、残りの2筆についても法務局等から書類を取り寄せて経緯等を調べてお答えします。

28番（川原昭雄君） 我々も天草市民であって、農業委員でもあるわけでございます。この土地がちょうど北朝鮮、あるいは韓国、あるいは中国が主張するように色々島の取りあいっこがあるわけでございます。有明町に当時この島の所有権があったとすれば、この経緯もわかる範囲内ででございますので、我々の1つの資料として頭の中に入れるべき事案だと思いますので、次回の総会にご報告していただきたいと思っております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局、残りの2筆の山林が以前天草市のものであったかどうかを次の総会で報告するようにお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第5、議第57号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 議第57号について説明します。3ページにわたって議案をお示ししておりますが、それぞれ1ページ目は所有権移転、2ページ目以降は利用権の設定の申出となっております。1番の新和町のさんほか所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が8件で、総面積は25,631㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)ののアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありますか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは10件の計画について質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、1 番から 10 番までについては、計画のとおり決定致します。

議長 (鬼塚猛清君) それでは日程第 6、報告事項について事務局より報告をお願いいたします。

主任 (吉田直哉君) 報告事項について説明します。資料番号 の最後のページをご覧ください。河浦町久留の田、623 m²が湧水のため深田で水稻の作付が難しいということで、0.5m 盛土をして畑として利用し野菜を栽培したいとの農地利用・形状変更届が提出されています。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。

午後 3 時 20 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長

鬼塚猛清

署名委員

松川兼光

署名委員

倉田喜一